

大分市議会基本条例

目次

前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条）

第4章 市長等と議会の関係（第6条－第9条）

第5章 自由討議による合意形成（第10条）

第6章 委員会の運営（第11条）

第7章 政治倫理（第12条）

第8章 政務調査費（第13条）

第9章 議員の定数及び議員報酬（第14条・第15条）

第10章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条－第20条）

第11章 最高規範性（第21条・第22条）

附則

我が国において、地方自治は日本国憲法でうたわれている。住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

本市議会は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

ここに、市民に開かれた市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定する。

第 1 章 目的

第 1 条 この条例は、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託にこたえる議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、大分市議会会議規則(昭和 42 年大分市議会規則第 1 号)、大分市議会委員会条例(昭和 42 年大分市条例第 4 号)、議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

第 3 条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表に

ふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

第5条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

5 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

(一問一答による質疑応答等)

第7条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議会の会議及び委員会において、市長及びその他の執行機関の長並びにそれらの補助職員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

(政策等の監視及び評価)

第8条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算又は決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

第5章 自由討議による合意形成

第10条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

第6章 委員会の運営

第11条 議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。

第7章 政治倫理

第12条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

第8章 政務調査費

第13条 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。

第 9 章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第 1 4 条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第 1 5 条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

第 1 0 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員政策研究会及び議会活性化推進会議)

第 1 6 条 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。

2 議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。

3 議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。

(議員研修の充実)

第 1 7 条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図る

ため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制強化)

第19条 議長は、議会の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の体制強化に努めなければならない。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第11章 最高規範性

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第22条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、公布の日から施行する。